

(別紙)

諮問番号：令和4年度諮問第18号

答申番号：令和4年度答申第18号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る処分については、取り消されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、処分庁が住宅扶助の過支給についてもっと早く発見し、対応することができたにもかかわらず、相当な期間を超過して返還を求めた原処分（生活保護費返還処分）は違法又は不当であり、取り消されるべきである旨主張しているものと解される。

2 処分庁の主張の要旨

原処分は、次の理由により、違法又は不当な点はない。

- (1) 処分庁は、平成25年12月以降、請求人の家賃が月額3万4,000円に変更されていたにもかかわらず、月額3万6,000円の住宅扶助を認定していたが、生活保護法（以下「法」という。）第63条における「急迫の場合等」には保護の実施期間が保護の程度決定を誤って、不当に高額の設定をした場合等も含まれると解されるから、原処分は同条に基づき行ったものである。
- (2) 原処分の日を返還請求権を行使した日とし、同日前5年間を超える保護費については消滅時効が完成したものとし、平成29年6月1日以降に支給した保護費11万4,000円を返還対象として原処分を行ったものである。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 過支給の事実を把握した処分庁は、誤って不当に高額の設定をしたものであるから、法第63条に規定する「急迫の場合等」に該当するとして、同条に基づく返還の対象としたことが認められる。
- 2 返還額のうち原処分の通知書は令和4年6月8日に請求人に交付されており、平成29年6月7日以前に支給された保護費に係る返還額は、その返還請求権が時効により消滅しているといわざるを得ない。
- 3 以上のとおり、原処分中返還額11万2,000円を超える部分は取り消されるべきであり、その余の部分は棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和4年9月28日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年10月4日及び21日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として、保護基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第4条第1項及び第8条第1項）。

そして、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき等は、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている（法第61条）。他方、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行わなければならないとされている（法第25条第2項）。

また、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている（法第63条）。

なお、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、かかる基準によれば、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合に取りあえず、保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきとされている。

そこで本件についてみると、処分庁は、平成25年12月から請求人の家賃が月額3万4,000円に変更されたにもかかわらず、令和4年2月に至るまで住宅扶助として従前の家賃であった月額3万6,000円を誤って支給し、平成25年12月から令和4年2月まで99か月間、月額2,000円の過支給額が生じたこととなる。

この点、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき等は、速やかに、保護の実施機関にその旨を届け出なければならないとされているのであるから、請求人は、家賃の変更について処分庁に届け出る義務があったと認められる。

確かに、請求人は、平成25年12月の家賃減額の際は処分庁に届出を行ってはいないものの、平成28年1月の転居に伴う報告において、家賃月額3万4,000円及びその他の経費月額2,000円の合計3万6,000円と内訳を明示した書類を提出しており、報告義務の懈怠はない。他方、処分庁は、平成28年1月から令和4年2月までの6年1か月にわたり、この事実を見落としていたことが認められる。

この点、請求人は、この期間における各月の保護費は適法なものと信頼し、その生活を終えており、こうした信頼利益は法律上保護されるべきところ、各月の過支給分2,000円について消滅時効にかかるものを除き返還請求をするこ

とは、当該法律関係の存在に対する信頼を著しく損なう結果を招来することとなる。

よって、原処分のうち、原処分の日（令和4年5月31日）を返還請求権を行使した日として同日前5年間を超える保護費については消滅時効が完成したものとし、平成29年6月1日以降に支給した保護費11万4,000円の返還を求めた処分庁の判断は、その限りで違法であるといわざるを得ない。

以上のとおり、原処分は取り消されるべきであり、審理員の審理及びこれを踏まえて本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断は妥当とはいえないから、前記第1のとおり、答申する。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	鳥	井	賢	治
委員	日	笠	倫	子